

令和 6 年度加美町農業委員会 第 9 回定例総会議事録

令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第9回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年12月25日（水）午後1時30分～午後2時13分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員14名 / 農地利用最適化推進委員4名）

会 長	16番	板 垣 文 一
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		尾 形 明
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員（4名）

会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	3番	猪 股 弘
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		長 沼 一 弥

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第19号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第23号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第9回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和6年度 加美町農業委員会 第9回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員14名、農地利用最適化推進委員4名です。3番 猪股弘委員、15番 小山京子委員、本田浩推進委員、長沼一弥推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 中村貴美子委員、7番 山本成委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（鎌田裕充次長） 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和6年12月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は12件でございます。

報告書番号1

所在地 字雷東の田 2筆

面積 合計1,794㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

所在地 字八幡堂の田

面積 2,162㎡

基盤強化促進法

報告書番号3

所在地 字仁平屋敷の田 外2筆

面積 合計6,125㎡

基盤強化促進法

報告書番号4

所在地 字小瀬裏東の田 4筆

面積 合計7,522㎡

基盤強化促進法

報告書番号5

所在地 字照井浦の田 5筆

面積 合計8,226㎡

基盤強化促進法

報告書番号6

所在地 菜切谷字山道三番の田 7筆

面積 合計3,274㎡

基盤強化促進法

〔 上記を含む全12件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第18号を終了いたします。

日程第5 報告第19号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第19号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第19号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和6年12月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号1

資材置場の造成

許可地 字赤塚の田

面積 1,031㎡

令和6年12月7日完了

〔 以上1件の工事完了報告について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第19号を終了いたします。

日程第6 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（鎌田裕充次長） 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和6年12月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

申請地 下多田川字日照一番の田 2筆
面積 合計753㎡
耕作者へ贈与するもの

申請番号2

申請地 字原八幡堂西一番の畑 2筆
面積 合計662㎡
耕作者へ売買するもの

申請番号3

申請地 字雷東の田 2筆
面積 合計6,104㎡
耕作者へ賃貸借するもの

申請番号4

申請地 字長清水北雷屋敷の田及び畑 3筆
面積 合計1,585㎡
後継者へ使用貸借するもの

〔 以上4件の許可申請について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について5番 今野修委員お願いします。
- *5番（今野修委員） 申請番号1番につきまして、12月21日に聴き取り調査を行いました。譲渡人は以前、譲受人と同じ地区にお住まいでしたが、結婚し現在東京都に住んでおります。申請地は下多田川字日照一番の田2筆でありまして、今回贈与にて所有権移転をするものでございます。双方に聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。
- *議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。次に申請番号2番について9番 尾形徳夫委員お願いします。

* 9 番（尾形徳夫委員）　今回は譲渡人・譲受人がどちらも町外にお住まいのため、12月19日に、電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人のご実家が小野田地区にございまして以前はそちらにお住まいでしたが、富谷市に移られてからはご実家を空き家バンクに登録しておりました。今回こちらの物件を譲受人が購入することとなり、併せて申請農地の購入に至ったものであります。申請地の現地確認をしたところ現在は多少荒れておりますが、少しずつ耕作して畑として使用することでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長）　ご苦労様でした。次に申請番号3番について10番 畠山智史委員をお願いします。

* 10番（畠山智史委員）　申請番号3番について、12月17日、申請者双方へ聴き取り調査を行いました。譲渡人へは電話にて、譲受人へは直接お宅にお邪魔し、お父様にお話を聞いてまいりました。申請地は、いかずちの法人が経営規模拡大の際に購入した田と、交換して作付していた農地であります。当時から賃貸借の条件として物納でやり取りをしており、今回も譲渡人が物納での契約を希望されたことから、双方での話し合いの結果3条での賃貸借となったものでございます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長）　ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（板垣文一会長）　はい、2番 杉村委員。

* 2番（杉村昭宏委員）　申請番号1番の経営面積について、ほとんどが貸付になっているので法人へ貸付している状況なのかと思いますが、今回贈与で取得した農地はご自身で耕作するのか、法人に預けるのかお伺いします。

* 議長（板垣文一会長）　では事務局。

* 事務局（鎌田裕充次長）　譲受人は法人の構成員でありまして、今回譲り受けた農地に関しても、法人を通して耕作することということでございます。

* 議長（板垣文一会長）　他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長）　質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（畠山明大係長） 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和6年12月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 宮崎字東町の田

面積 910㎡

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

申請地は加美町宮崎支所の南東約1kmに位置し、旧宮崎町の市街地内にある農地で、街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断いたしました。

〔以上1件の許可申請について説明〕

- *議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、12番 星榮喜委員お願いします。
- *12番（星榮喜委員） 今回は太陽光発電設備用地として転用される案件でございます。隣地に竹が生えており、設置の妨げになるのではないかという話になったのですが、事業者が隣接する住民への説明に至っていないとのことでした。それを踏まえ、事業者から近隣住民への説明をしていただくことを条件として、許可相当と判断いたしました。以上です。
- *議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

＊２番（杉村昭宏委員） 申請地は北側の道路から離れていますが、この間には何かあるのですか。

＊議長（板垣文一会長） では事務局。

＊事務局（畠山明大係長） 位置図を見ていただきたいのですが、申請地に面して南側にも道路がございます。申請地の北側には居宅があり、こちらの住人とお話ができないとのことですが、着工前には説明していただくよう事業者にはお伝えしております。また申請地の東側に竹林がございますが、伐採する予定だということです。

＊議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第８ 議案第２３号 農用地利用集積計画の審査について

＊議長（板垣文一会長） 日程第８、議案第２３号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第２３号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和６年１２月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買５件、賃貸借４４件、使用貸借２件でございます。

申請番号１

申請地 字赤塚の田 ５筆

面積 合計４，８０９㎡

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 2

申請地 四日市場字柵木江の田

面積 4, 9 4 9 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 3

申請地 字仁平屋敷の田 外 2 筆

面積 合計 6, 1 2 5 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 4

申請地 字仁平屋敷の田 外 3 筆

面積 合計 5, 6 2 3 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 5

申請地 字小瀬裏東の田 3 筆

面積 合計 5, 7 8 2 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 6

申請地 字八幡堂の田

面積 2, 1 6 2 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 7

申請地 木舟字新堂田の田 外 1 5 筆

面積 合計 3 8, 7 9 0 m²

権利移動の種別 賃貸借(再設定)

申請番号 8

申請地 沼ヶ袋字新妙見の田 2 筆

面積 合計 2, 9 8 4 m²

権利移動の種別 賃貸借(再設定)

申請番号 9

申請地 下新田字東田の田 外 5 筆

面積 合計 1 6, 2 9 5 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 1 0

申請地 字新滝下の田 2 筆

面積 合計 1, 1 4 9 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 1 1

申請地 字照井浦の田 5 筆

面積 合計 8, 2 2 6 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 1 2

申請地 米泉字福浦の田 2 筆

面積 合計 3 7 9 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 1 3

申請地 宮崎字東浦の田

面積 合計 2, 8 0 0 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 1 4

申請地 字一本杉の田 4 筆

面積 合計 3, 9 3 3 m²

権利移動の種別 賃貸借(再設定)

〔 上記を含む全 5 1 件の集積計画について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 2 3 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参与できない委員は、申請番号 1 番について 2 番 杉村昭宏委員、申請番号 2 番について 1 4 番 佐藤健喜委員、申請番号 3 番から 6 番について 9 番 尾形徳夫委員、申請番号 7 番、8 番について澁谷涼子推進委員です。

2 番 杉村昭宏委員は、申請番号 1 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後 2 時 0 4 分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号 1 番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、2番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時05分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番について審議を行います。
14番 佐藤健喜委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時05分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、14番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時06分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号3番から6番について審議を行います。
9番 尾形徳夫委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時06分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号3番から6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号3番から6番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番から6番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、9番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時07分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号7番、8番について審議を行います。
澁谷涼子推進委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時08分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号7番、8番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号7番、8番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号7番、8番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、澁谷涼子推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後2時08分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号9番から51番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 申請番号9番の売買についてですが、事務局で、この金額に至った経緯等わかれば参考までにお伺いします。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（鎌田裕充次長） 売買の単価につきまして農業委員会で設定していないことは、皆さんご承知のことと思います。今回の案件につきましても、町内でも東側の優良地ということで、双方で話し合った結果、今回の金額に設定されたものでございます。

*10番（畠山智史委員） 今回申請されている6筆のうち、5反歩の部分は圃場整備されているところなのかと思いますが、それ以外の圃場はどのような区画になっているのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） では、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 恐らく一番下の筆は畑になっていると思います。加美町において、今回の申請地は鳴瀬地域の一等地で圃場整備がされております。

*10番（畠山智史委員） 今回は畑の筆が混ざっているということで解釈いたしました。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号9番から51番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和6年度加美町農業委員会 第9回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時13分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年12月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 中 村 貴 美 子

署名委員 山 本 成